

令和元年 6 月 24 日

各 位

公益社団法人北海道観光振興機構
会 長 堰 八 義 博
(公印省略)

「令和元年度北海道スポーツツーリズム戦略的誘客促進事業（サイクリング）」
の委託に係る企画提案について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。とうございます。

さて、当機構では海外から北海道へのサイクリング旅行者の更なる誘客拡大を目的に次の事業を実施いたします。つきましては、下記のとおり業務受託者選定のため、企画提案を募集いたしますので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1. 事業名

令和元年度北海道スポーツツーリズム戦略的誘客促進事業（サイクリング）

2. 事業目的

対象国とする台湾、香港、シンガポール、タイ、豪州のターゲット層の特徴・市場環境を踏まえ、北海道をサイクリング旅行の目的地としてもらうため、広大な地形、整備された道路網、冷涼な夏の気候、自然景観や食、温泉、多種多様なサイクリングルート等を有する北海道サイクリングの魅力をプロモーションし、北海道へのさらなる誘客拡大をはかる。

3. 実施期間

契約締結日～令和 2 年 2 月 28 日

4. 企画提案指示書

事業詳細に関する説明会は開催いたしません。別添「企画提案指示書」をお読みいただき、ご不明な点がありましたら担当者までご連絡ください。

5. スケジュール（予定）

令和元年 7 月 1 日（月） 企画提案参加表明締切

令和元年 7 月 16 日（火） 企画提案書の提出期限

7 月中旬以降 企画提案の審査、委託事業者決定、契約、業務開始

<お問い合わせ>

〒060-0003

札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 緑苑ビル 1 階

誘客推進本部 海外誘客部 水谷

TEL 011-231-6736 FAX 011-232-5064

E-mail m_mizutani@visithkd.or.jp

以上

令和元年度北海道スポーツツーリズム戦略的誘客促進事業(サイクリング) 企画提案指示書

1. 目的

対象国とする台湾、香港、シンガポール、タイ、豪州のターゲット層の特徴・市場環境を踏まえ、北海道をサイクリング旅行の目的地としてもらうため、広大な地形、整備された道路網、冷涼な夏の気候、自然景観や食、温泉、多種多様なサイクリングルート等を有する北海道サイクリングの魅力をプロモーションし、北海道へのさらなる誘客拡大をはかる。

2. 事業実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（※以下、「観光機構」という）が主体となり、民間企業等に委託して実施する。

3. 企画提案応募条件等

(1) 複数の企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）又は単独企業等とする。

(2) コンソーシアムの構成員及び単独企業等は、次の要件を満たしていること。

① 次のいずれかに該当する者であること

イ. 民間企業

ロ. 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利法人

ハ. その他の法人、又は法人以外の団体等

② 暴力団員又は暴力団関係事業者には該当しない者であること

③ 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること

④ コンソーシアムの構成員が単独企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと。

4. 契約方法

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とします。

5. 委託期間及び業務スケジュール

委託期間：契約締結の日～令和2年2月28日(金)

業務スケジュール：

令和元年7月1日（月） 企画提案参加表明締切

令和元年7月16日（火） 企画提案書の提出期限

7月中旬以降 企画提案の審査、委託事業者決定、契約締結・業務開始

6. 業務委託内容

(1) 業務の概要

①本業務においては、対象国ターゲット層の特徴・市場環境を踏まえ、北海道サイクリング旅行の

魅力をプロモーションし、対象国サイクリング旅行者の北海道への更なる誘客拡大をはかる。

②対象国においてサイクリスト向け現地プロモーションの実施及びメディアやインフルエンサー、旅行会社の北海道への招聘事業を実施し、北海道サイクリングへの興味喚起・誘客、海外サイクリング旅行潜在層の掘り起こしを狙う。

③インバウンドを対象としたサイクルツーリズムの誘致に積極的な道内の地域と、現地イベントの共同プロモーションやメディア・旅行会社招聘の際の意見交換会を開催することにより、道内各地の受入環境の整備支援ならびにプロモーション活動の間接支援を行う。

(2)対象市場・エリア

台湾、香港、シンガポール、タイ、豪州

(3)ターゲット

ロードバイクでのサイクリングを趣味とする海外の本格派サイクリスト

(4)業務の委託内容（企画提案事項）

（ア）パンフレット印刷

前年度事業で制作したパンフレット（英語版）を下記部数印刷する。

（前年度作成したデータを受託企業に提供する）

- ・データ 印刷用データ（ai アウトライン無し）-英語版、PDF
- ・仕様 B5 版、中綴じ 12 ページ
- ・用紙 コート 90kg
- ・印刷物 印刷部数 3,000 部

（イ）招聘の実施

北海道への招聘を行い、北海道のサイクリングモデルコースを試走してもらうことにより、北海道サイクリング旅行の魅力について被招聘者の理解を深め、対象市場に向けた情報発信や旅行商品造成の推進をはかる。

① 回数： 2 回以上

② 期間： 8 月～9 月頃まで、各回 5 泊 6 日程度

③ 招聘対象：(a) メディアおよびインフルエンサー

- ・対象国：台湾、シンガポール、豪州
- ・招聘人数：各国 1 名以上（1 回あたり 3 ヶ国・3 名以上）

(b) 旅行会社

- ・対象国：台湾、豪州
- ・招聘人数：各国 1 名以上（1 回あたり 2 ヶ国・2 名以上）

招聘旅行の地域：コースは観光機構のサイクリングWEBページに掲載されている 13 モデルコース（<http://hokkaido-cycling.visit-hokkaido.jp/>）のなかから選定のこと。

[留意事項]

- ・効果的なメディアやターゲットの絞りこみ方法、インフルエンサー活用法、PR 方法等について、対象国別にできるだけ具体的に提案すること。
- ・被招聘者の選定については実績ならびに選定理由を明示すること。

- ・ 招聘するコース・プランの選定理由を明示すること。
- ・ 招聘対象「(b) 旅行会社」については、旅行商品造成まで行うこと。

(手配事項：被招聘者の選定、招聘コースの企画・運営、被招聘者との調整・取りまとめ、招聘に係る宿泊、食事、交通手段の確保、通訳・添乗員、サイクリングガイド、サポートカーやレンタル自転車の手配等の一切の手配、地域との意見交換会の準備・運営、報告書作成（取材風景写真ほか、取材記事掲載までのフォロー、掲載記事の入手）、広告換算、事業効果検証、意見・提言、商品造成支援）

(ウ) サイクリスト向け現地プロモーションの実施

対象国サイクリストの北海道サイクリングへの興味喚起、海外サイクル旅行潜在層の掘り起こし、誘客プロモーションを企画提案し実施すること。

対象国：豪州

① サイクリングイベントへの出展

対象国である豪州で開催予定のサイクルイベントへ出展し、北海道サイクリングの魅力を訴求し、来道者の拡大をはかる。

出展イベント：ブリスベン to ゴールドコースト サイクルチャレンジ 2019（略称：B2GC）

開催日時： 2019年9月15日（日）

開催場所： 豪州ブリスベン

[留意事項]

- ・ 対象国サイクリストの北海道への興味喚起や誘客に効果的な手法、内容を提案すること。
 - ・ 期待成果の観点から、上記サイクリングイベント以外の出展の提案も可とするが、その場合は選定理由、期待できるプロモーション効果や根拠を具体的に記載すること。
 - ・ 上記サイクリングイベントが延期または中止となった場合は、当機構と協議を行うこと。
 - ・ 現地プロモーションは道内各地域との共同プロモーションを想定すること。
 - ・ 北海道サイクリングの認知度や来訪経験、来訪意向などについてアンケート調査を実施すること。
- (手配事項：イベント出展、当日アテンド、資料送付および配布、通訳派遣、記念品)

② 現地セミナー（BtoB）商談会・セールスコールの実施

北海道サイクリングの魅力を現地メディア・旅行会社・サイクルショップ・航空会社等へ直接アピールする現地セミナー（BtoB）・商談会・セールスコールを企画し実施すること。

時期：「①サイクリングイベントへの出展」と連続した日程で実施すること。

開催都市： シドニーを含む豪州 1 都市以上

[留意事項]

- ・ 現地セミナー（BtoB）商談会を 1 回以上実施すること。
- ・ 対象国のサイクリング市場規模や市場特性、海外旅行市場の動向を踏まえ、開催地域・都市や場所・セミナーの内容、告知も含めた集客方法について、できるだけ具体的に提案すること。
- ・ 「(ウ) 招聘」と連動させることが望ましい。

(手配事項：会場、講師、司会、通訳派遣、参加者募集管理、取材対応、当日アテンド、スライド資料作成 (PowerPoint)、セールスコールのアポイント取り、配布資料の印刷・送付、記念品)

(エ) 観光機構サイクリングWEBページの改修

- ・観光機構サイクリングWEBページ（日本語・英語・中文繁体字・タイ語）への対象国サイクリストの来訪者数の拡大や、北海道への誘客拡大に必要な改修案を提案すること。
- ・大会の開催情報について、最新の情報に修正を行うこと。
- ・上記修正ならびに追加内容について、多言語翻訳を行うこと。

(例) 最新のアプリ活用・連動や、旅行手配に必要な追加情報・ホームページリンクの掲載など

対象国：台湾、香港、シンガポール、タイ、豪州

言語：日本語、英語、中文繁体字、タイ語

観光機構サイクリングWEBページ：<http://hokkaido-cycling.visit-hokkaido.jp/>

(手配事項：WEBページの改修、多言語翻訳、サーバアップ)

(オ) WEBプロモーションの企画実施

デジタルメディアを活用し、観光機構サイクリングWEBページ（日本語・英語・繁体字・タイ語）への集客強化をはかり、北海道への誘客拡大をはかる。

対象国：台湾、香港、シンガポール、タイ、豪州

[留意事項]

- ・対象国別にターゲットを明記すること。またその考え方や根拠を具体的に記載すること。
- ・対象各国のメディア環境を考慮の上、効果が期待できるメディア・手法の活用を対象国ごとに提案すること。
- ・対象各国のサイクルツーリズムの市場環境、北海道との競合関係について整理し、海外サイクリストの来道を増やすための方法・ストーリーを明確にすること。その際に、対象各国における経済状況、海外旅行市場の動向やトレンド、海外サイクルツーリズム市場規模・成長度・成熟度等を考慮すること。
- ・香港、シンガポール市場については、来道者のFITシェアが多いことを考慮すること。
- ・豪州市場については旅行商品造成を想定し、2020年1月～3月の期間に実施すること。

(手配事項：WEB広告制作、WEB広告掲載（海外市場）、WEB広告運用管理)

(カ) 事業実施内容の効果測定、報告書作成

- ・プロモーションの集客目標や広告換算等、当該事業の有効性を計る事業指標または成果指標を設定し、それぞれの目標値を示すこと。
- ・本事業に関する報告書を作成すること。

7. 事業予算上限額

12,000千円（消費税含む）

8. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに参加表明すること。

(1) 表明期限：令和元年7月1日（月）17時

(2) 表 明 先：札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
公益社団法人北海道観光振興機構
誘客推進本部 海外誘客部（担当：水谷）
TEL 011-231-6736
Email:m_mizutani@visithkd.or.jp

(3) 表明方法：メールまたはFAXにて行うこと（様式は任意、メール本文でも可）。

9. 企画提案書及び見積依頼内容

企画提案を行う場合は、次により企画提案書を提出すること。

企画提案書作成にあたっては、企画提案の考え方のほか、下記の項目について企画提案書に記載すること。

(1) これまでの事業実績

会社の業務内容及びサイクリングに関する事業の実績について、過去3年分を記載すること。

なお、観光機構事業の実績についても記載すること。

(2) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制を明記し、具体的に記載すること。

なお、企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の1部のみに記載し、残りについては、「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること。

(3) 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

(4) 見積書

費用項目の明細を記載すること。

※広告掲載費、交通費、宿泊経費、食費、通訳費、体験料経費、保険費、コーディネート費等

※観光機構スタッフ旅費は見積に含まない

10. 企画提案書作成上の留意点

(1) 冒頭に企画提案書の全体内容を1ページに要約すること（目次のことではないので留意のこと）。

(2) 様式の規格はA4版のみとすること。

(3) 企画提案は1者1提案とする。

(4) 媒体の提案などで、A案・B案等と複数の案を記載している提案は審査対象外とする。

(5) 本事業の事業費以外の費用を要するオプション事業の提案などは行わないこと。

(6) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(7) 提出された企画提案書は返却しない。

(8) 企画提案書のページ数は50ページ以内とする。

11. 企画提案書の提出

(1) 提出部数 5部（両面印刷可）

(会社名、業務従事者指名を記載したもの1部、記載しないもの4部)

- (2) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
公益社団法人北海道観光振興機構
誘客推進本部 海外誘客部(担当:水谷)
TEL 011-231-6736
- (3) 提出期限 令和元年7月16日(火)17時
- (4) 提出方法 提出場所に持参または郵送(提出期限必着)すること。
ファクシミリ、メールでの提出は不可。

1.2. 企画提案に関するヒアリング

- (1) 提出いただいた企画提案についてヒアリング審査を行う。
- (2) 企画提案を提出する事業者が4社以上の場合、書面審査を行い、原則、上位3社をヒアリングの対象とする。
- (3) ヒアリング日時及び場所は、別途通知する。
- (4) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなす。
- (5) ヒアリング時の追加資料の配布については認めない。

1.3. 企画提案の評価基準

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する。

(1) 企画提案の目的適合性

招聘対象は、サイクリングに関連する旅行商品造成、対象市場での魅力的な情報発信に効果的か。また、招聘内容や提案するコース、および現地でのプロモーション・広告展開内容は、北海道におけるサイクリング旅行の魅力のPR・誘客に効果的か。

(2) 実現性

事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案・スケジュールとなっているか。

(3) 業務遂行能力

招聘事業や現地でのプロモーション実施のノウハウを備えており、業務を遂行する能力があると判断できるか。

(4) 経済合理性

費用対効果が高い提案となっているか。

1.4. 業務上の留意事項

- (1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、観光機構と受託者が協議して決定する。
- (2) 観光機構は受託者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について、可能な範囲で提供する。
- (3) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (4) 作成した北海道観光データ等に関して、観光機構のHPやイベントでの二次使用を認めることとし、見積金額にはその二次使用料、データ納品費を含めること。

- (5) 再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め当機構の承諾を得る必要があるので留意すること。

※当機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。

- ①「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）・・・再委託を行うことはできない。
- ②「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務・・・再委託に際し、当機構の承諾を要する。
- ③「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）・・・再委託に際し、当機構の承諾を要さない。

15. その他

- (1) 提出された企画提案書は、参加要請者の選定及びプロポーザルの特定以外には、提出者に無断で使用しない。
- (2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。
- (3) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

コンソーシアム協定書

(目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光振興機構が発注する「令和元年度北海道スポーツツーリズム戦略的誘客促進事業（サイクリング）」（以下「本業務」という。）を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「令和元年度北海道スポーツツーリズム戦略的誘客促進事業（サイクリング）」受託コンソーシアム（以下、「本コンソーシアム」という。）と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

- (1) _____
- (2) _____
- (3) _____

(幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は、_____とする。
2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及

び業務従事者を指名する。

(取引金融機関)

第11条 本コンソーシアムの取引金融機関は、_____とし、本コンソーシアムの代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の個別責任)

第12条 本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第13条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

第14条 構成員は、本コンソーシアムが業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第15条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第16条 本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(会計帳簿等の保存)

第17条 本業務に係る会計帳簿及び雇用関係書類等の関係書類は本業務が完了した日の属する年度の終了後5年間、_____が保存するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(管轄裁判所)

第19条 本協定の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表者幹事企業_____外____社は、上記のとおり本コンソーシアム協定を締結したので、その証として正本____通及び副本1通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各1通を保有し、副本については委託契約書に添えて発注者に提出する。

令和元年 月 日

代表者 (所在地)
(名称)

(代表者)

⑩

構成員 (所在地)
(名称)
(代表者)

⑩

構成員 (所在地)

(名称)
(代表者)

⑩